

<参考資料>

本年度4月に配布した資料です。再度、ご確認ください。

島田市学習者用アカウント、端末の利用についての同意書

島田市教育委員会

島田市では、小中学校に一人一台の学習者用端末（Chromebook）を配備し、授業や家庭学習で使用する学習者用アカウントを配布します。

以下の事項について、学校と家庭で連携して指導します。

学習者用端末（Chromebook）の基本的な使用について

- ・端末が破損しないように注意します。（水をかけたり、わざと落としたりしない）
- ・故障や破損、紛失、盗難があればすぐに保護者や先生に報告します。
- ・必要に応じて家庭でも充電します。

個人情報の保護について

- ・写真撮影や、音や映像を録音・録画する時は、相手の許可（肖像権等）をとります。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上（SNSやホームページ等）に公開しません。

人権侵害について

- ・心を傷つけたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使います。

著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可をとります。

安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、モラルについて

- ・インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。
- ・Chromebook でどのホームページを見たか（アクセス履歴）は、自分のChromebook 上で消しても教育委員会にわかるように設定されていることを理解して使用します。（法律違反や不適切な使い方をしていないかを先生や保護者が確認します。）
- ・アカウント名やパスワードは自分で管理し、忘れない工夫をします。忘れたときは、先生に伝えます。

健康面について

- ・30分に一度は目を休めるようにし、目とChromebook までの距離をなるべく30cm離して使います。
- ・健康面に留意し、長時間使用せず、また、時間を決めて使用します。

本人：上記の条件をしっかりと守り、学習者用端末（Chromebook）を卒業までの期間、使用します。

保護者：家庭への持ち帰りの際には、上記の条件のとおりを使用ができるように、保護者として管理・監督します。